

科目6

精神保健福祉の相談支援

講義6

多職種・多機関連携

科目6

精神保健福祉の相談支援

講義6-1 連携の目的と必要性

「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領(令和5年11月27日障発1127第9号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」を中心に

保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領からみる「連携」①

第1部 保健所

【第1 地域精神保健福祉における保健所の役割】

- 地域精神保健福祉業務の中心的機関として、関係機関を含めた地域社会と緊密に連携
- 専門性や広域性が必要な事項について、積極的に市町村を支援

【第2 実施体制】

- 職員の職務能力の向上と、多職種で連携し相互の協力体制の確保に努める

【第3 業務】

- 専門性が高く、複雑又は困難なケース等は市町村職員に同行
- 医療機関等と市町村のネットワーク構築を補助
- 特に複雑困難なケースについては、精神保健福祉センター等の協力を得る
- 日頃から管内の関係機関と密に連携、入院中から関係機関と連携
- ピアサポーター等と協働し、退院に向けた支援の調整を中心的に実施
- 退院後も市町村や関係機関等と連携・協働し、必要な支援を実施
- 訓練から雇用へつながるよう、雇用施策と連携

保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領からみる「連携」②

- 当事者団体や家族会等、広域的に育成等することが望ましい場合や、市町村単独での育成が困難な場合においては、市町村とともにこれらの関係団体を育成
- 入院等関係事務を処理するに当たっては、所内での連携を図ることはもとより、市町村等の関係機関と密接に連携

【第4 ケース記録の整理及び個人情報取扱い】

- 個人情報の取扱いに関して、連携の際にも十分留意する(第4は市町村も同)

第2部 市町村

【第1 地域精神保健福祉における市町村の役割】

- 精神保健福祉センターや保健所との協力や連携の下で関係機関等と協働し、相談支援体制の整備を推進

【第2 実施体制】

- 保健衛生部局及び福祉部局に加え、精神保健医療福祉上のニーズを有する方に関わる、住まい、社会参加(就労等)、教育等の部署と連携し、業務の包括的推進体制を確立
- 多職種で連携し業務にあたることが望ましい
- 連携には庁内で連携体制の構築を担う等推進力を発揮する専門職の配置が重要

保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領からみる「連携」③

【第3 業務】

- 相談で把握した精神保健ニーズを確実に支援につなげるため、必要な庁内連携体制の構築、専門職の配置、精神科医療機関との連携等により、支援基盤を確保
- 精神保健に関する課題を抱える者に対しては必要に応じ保健所等と連携し、多職種によるアウトリーチ支援を適切に実施
- 地域移行を希望する入院患者について、保健所及び退院後生活環境相談員等と連携
- 訓練から雇用へつながるよう、雇用施策と連携
- 住宅部局や居住支援関係者とも連携
- ピアサポーター等と協働する等、地域生活を支援する体制整備
- 本人が入院者訪問支援事業の利用を希望した際には、都道府県等と連携
- 早期に理解を促進する観点から、学校教育と連携し、児童や生徒等への普及啓発を推進
- 当事者団体、家族会等の育成について保健所や精神保健福祉センター等と連携
- 精神保健福祉に関わる多職種が当事者及び家族と協働することは、当事者理解の促進等への寄与が期待。ピアサポーター等の相談支援等の業務への活用が望まれる。

保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領からみる「連携」④

▶都道府県(精神保健福祉相談員)が担う連携

- 地域精神保健福祉業務の中心的機関として、関係機関を含めた地域社会と緊密に連携
- 専門性や広域性が必要な事項、複雑又は困難なケース、医療機関等とのネットワーク構築について市町村を積極的に支援
- ピアサポーター等と協働し、退院に向けた支援を調整
- 入院中から退院後も市町村や関係機関と連携・協働

▶市町村(精神保健福祉相談員)が担う連携

- 庁内連携体制の構築、専門職の配置、精神科医療機関との連携、ピアサポーターとの協働等により、支援基盤を確保
- 精神保健に関する課題を抱える者に対しては必要に応じ保健所等と連携
- 地域移行を希望する入院患者について、保健所及び退院後生活環境相談員等と連携
- 雇用施策、住宅部局や居住支援関係者、学校教育とも連携
- 当事者団体、家族会等の育成について保健所や精神保健福祉センター等と連携

多職種・多機関連携が必要な理由

- 幅広い年代、多様なニーズや生活課題が複合的に存在する
- 幅広い業務を少ないマンパワーで行う
- 専門部署・支援サービス・窓口が断片化して存在
- 治療や通所は他の専門機関の役割
- 住民や地域への責任があるので、困難な課題に向き合うことが多い
- 費用対効果(効率性)が求められる
⇒得意な人(機関)にお願いする

連携の目的～誰のための連携か～

- 連携が目指しているのは、相談者(住民)や市町村全体の利益
 - 支援者の責任逃れや安易な負担軽減のための「連携・協働」は避ける
- 目的意識を共有することで、「チームワーク」・「相互理解」・「帰属意識」が向上
 - 個々が能動的な意識を持つことで、最大級の力を発揮する組織へ

目的意識の共有が「連携・協働」の 第一歩となる

ご視聴ありがとうございました。

続いて、

【講義6-2】連携を円滑にすすめるためのコツ
をご覧ください。